

随意契約結果(業務委託)

様式14

鶴見区発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	第50回鶴見区民まつりにおける広報プロモーション業務委託	印刷・デザイン	株式会社ジェイコム 大阪セントラル局	1,705,000円	令和6年9月24日	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	G5	-

随意契約理由書

1 案件名称

第 50 回鶴見区民まつりにおける広報プロモーション業務委託

2 契約の相手方

株式会社ジェイコム大阪セントラル局

3 特名随意契約理由

本業務は、鶴見区民まつりの広報プロモーション業務であり、区内最大のコミュニティイベントである鶴見区民まつりの認知度や魅力をさらに向上させることを目的としている。イベント開催前から区民の関心を喚起し、より多くの区民が鶴見区民まつりに参加して交流を深めるためには、鶴見区民まつりの魅力を映像や音声で視覚的に伝えることができる動画を中心に据えた上で、その動画と連携した特設ホームページ、チラシ・ポスターなど様々なプロモーションツールを効果的に活用することで、幅広い年齢層や多種多様なバックグラウンドを持った相手に情報が伝わるよう統一的・戦略的に情報を発信する広報プロモーション業務が必要である。

ケーブルテレビのコミュニティチャンネルは、高齢者から若年層まで幅広い世代が視聴できるメディアであり、その視聴者のほとんどが地元住民でもあることから、地域に根ざしたイベント関係情報発信などを内容とする番組が一日に複数回一定期間にわたり放送を行っているなど、情報を直接ターゲットとなる区民に対して届けることができる効果的なメディアである。特に、テレビ視聴が日常の一部で、Webメディアを日頃から積極的に活用していない高齢者をはじめとした住民に対しては非常に有効な情報伝達手段となる。そのため、ケーブルテレビのコミュニティチャンネルでの動画放映を本業務の実効性を高めるために必須としている。加えて、若年層や子育て世代への効果的なアプローチとして、特設ホームページの開設やYouTube 動画によるオンラインプロモーション、鶴見区内の各家庭に直接届けるチラシや駅・広報板に掲示するポスターを使ったオフラインプロモーションを効果的に組み合わせることで、より多くの区民に情報を伝えることができる。

そのプロモーションにあたっては、ケーブルテレビによる動画放映を中心に据えながら、チラシやポスター、ホームページで統一したキービジュアルを用いることで、プロモーション全体に一貫性を持たせることができ、これにより視覚的な認識度が向上し、より高い効果が期待できる。また、各プロモーションツールでの情報発信のタイミングや内容を連動させるなど戦略的に行うことで、必要な情報を適切な時期に区民に届けることができるため、これらのプロモーションツールは広報プロモーション

の一連の流れの中で密接不可分の関係にある。株式会社ジェイコム大阪セントラル局は、大阪市鶴見区で唯一のケーブルテレビ事業者であり、地域密着型の放送・通信事業者として、ケーブルテレビ、インターネットなどの暮らしを支えるサービスを長年にわたり展開している。サービスエリア毎に配置されている地域プロデューサーが中心となって、行政や地域団体と連携し、地域に根差したイベントの開催や地元の魅力を届ける情報発信など、地域課題の解決と地域の発展に貢献している事業者である。

また、株式会社ジェイコム大阪セントラル局のコミュニティチャンネルの視聴可能世帯数は鶴見区で約 45,000 世帯となっており、昨年度の鶴見区民まつりチラシ全戸配布数が約 52,500 枚であることを踏まえると、鶴見区内の多くの世帯で地域情報に特化したコミュニティチャンネルを配信できる事業者であると言える。ケーブルテレビ放映に関しては、他社が受託した場合には放映内容の制限又は放映できないことが考えられる中、株式会社ジェイコム大阪セントラル局は自社インフラを活用できるため、確実に放映することが可能である。また、仮に他社が放映できたとしても、放映費用その他手続き等に係る経費が発生するとともに、広報に必要な鶴見区民まつりの素材を集めるための取材などの人件費も発生することになる。一方、株式会社ジェイコム大阪セントラル局が受託した場合、自社のコミュニティチャンネルを活用した放映費用は不要であるとともに、広報素材についても過去の取材で得た素材などを活用することができることから、費用面でも有利である。さらに、株式会社ジェイコム大阪セントラル局は、イベントの動画制作業務、イベントプロモーション業務の知識や経験を有していることから、本業務を遂行できる能力を有している。

以上の理由により、本業務の目的を達成するためには、株式会社ジェイコム大阪セントラル局と契約するほかなく、また素材の活用や費用面などについても合理的かつ有利であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当すると認め特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

鶴見区役所市民協働課 (電話番号 06-6915-9166)